

掛川市立千浜小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（第1章総則第2条）

2 いじめに対する基本的考え方

（1）いじめの理解

いじめは「どの学級・学校でも起こりうるもの」「どの児童も被害者にも加害者にもなりうるもの」という基本認識に立つ。

いじめは、単にいじめを受けている児童と、いじめている児童という二つの立場の関係だけで捉えることはできない。「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする児童や、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをしている児童生徒を含め、集団全体の問題と捉え、集団を人権意識が高く、自浄力のある集団に育てる必要がある。

千浜小学校は、単学級である。安定した人間関係は一方で固定化につながりやすいことを認識し、児童理解につとめる。

（2）いじめの根絶にむけて

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。どの児童にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての児童に向けて組織として対応する。

（ア）いじめの未然防止

児童の自尊感情を高め、規範意識や人権感覚をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育み、心の通い合う、温かな人間関係の中で児童を育て、社会全体でいじめが起こりにくい人間関係をつくり上げ、いじめの未然防止に取り組む。

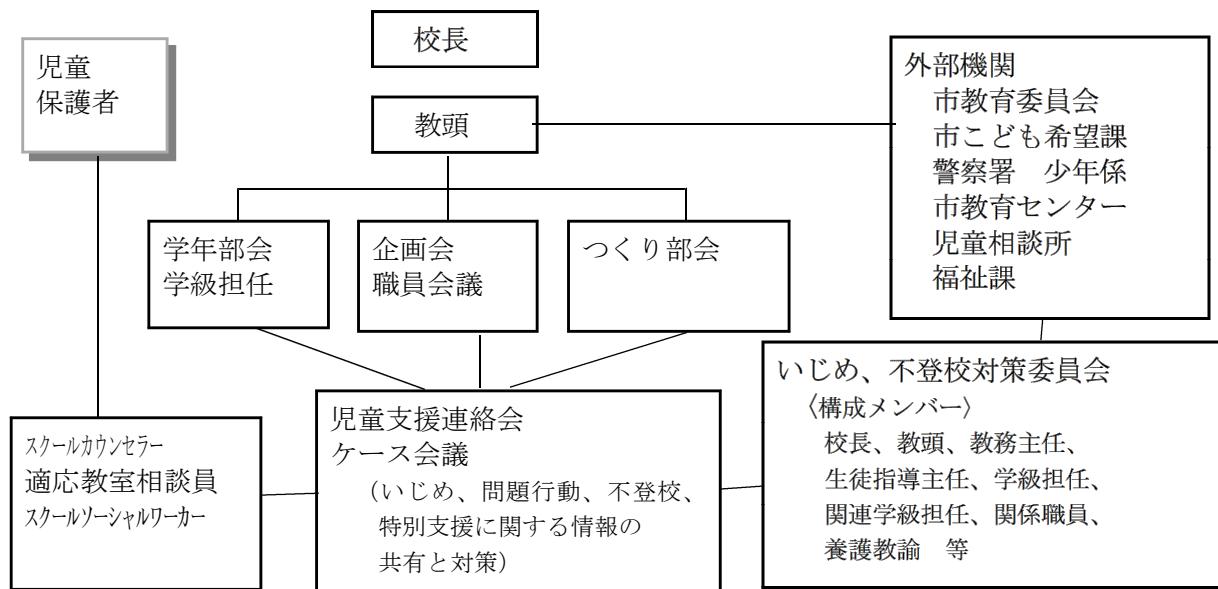
（イ）いじめの早期発見・早期対応

いじめはできるだけ早期に発見し適切に対応することが重要である。学校や家庭、地域等が連携し、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する。

（ウ）関係機関等との連携

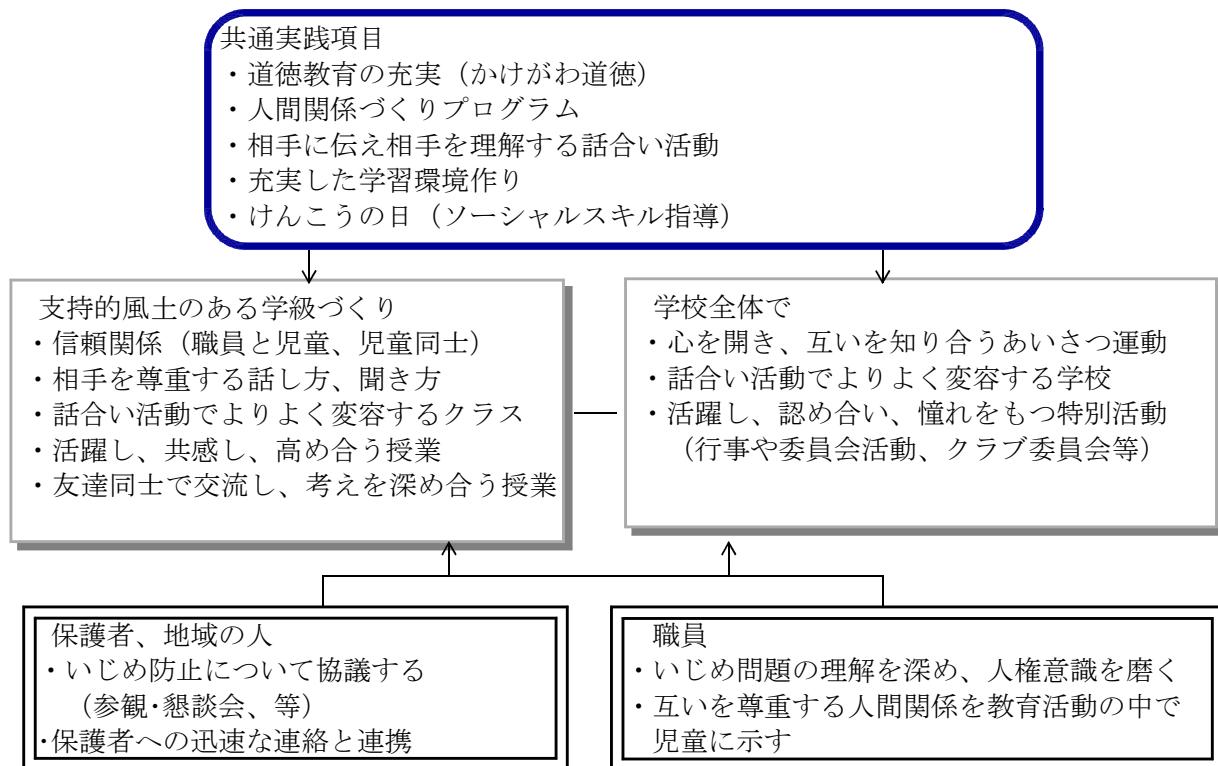
学校、家庭、地域が連携・協力することはもとより、関係機関と連携する。

3 いじめ防止対策組織



☆ いじめの対処や重大ケースへの対処等は「掛川市いじめ防止基本方針」を参考とし迅速かつ、ていねいに対処する。

4 いじめ防止等の日常の指導



5 いじめ防止の手立て

(1) いじめ発見への手立て

いじめは表面上に出てこない場合が多い。しかし、子どもたちの様子の中に、その断片が表れることがある。その小さな事実を見逃さないようにする。

① クラスの様子を確認する

以下の項目に該当することがあったときには、いじめ、または、いじめに近い状況が起きていると考えられる。本校においては「A レベル」であっても、速やかに報告・事実関係の把握・対策等を検討する。

【気になる兆候】

「A レベル」……些細な気持ちや行動の変化・乱れを見逃さない。

(例) ア 朝のあいさつで目が合わない。声が小さい。

イ 靴箱のくつが乱れている。

ウ 朝の登校で遅れることが増えた。

エ 忘れ物が増えた。（特に宿題）

「B レベル」……特定された言動が集団の中で見受けられる。

(例) ア 授業中、発表すると、その子どものときだけ反対意見などが出る。

イ グループをつくるときに、孤立化しやすい。

ウ 授業中、少しだけ机が離されたり、清掃中、運ばれないときがある。

「C レベル」……実際に問題行動が発覚する。事実関係を確認する。

(例) ア 同じ子どもがけんかやトラブルを起こす。

イ 子どもからの報告がある。事実関係を確認する。

ウ 保護者や近隣の人からの報告がある。

② クラスの様子を聞く

年2回の「このごろアンケート」を実施する

③ クラスの様子を調べる

ア 昼休み遊び調査（遊んでいる子どもを調べる）……年2回（アンケートに含める）

・昼休み遊び調査を実施し、友達関係を把握、指導に生かす。

イ 外部人材や資料の活用……訪問時または必要に応じて

・スクールカウンセラーとの連携していく。

(2) ネット上のいじめ発見への手立て

① 情報モラルの指導時に確認する。

情報モラルの指導の中で気になる表れがある場合には、調べる。

② 子どもたちとの情報交換を大切にする。

教育相談等を活用して、確認をしていく。（情報を集めていく。）